

藤沢市立中学校デジタルドリル導入に関する 情報提供依頼（RFI）仕様書

1 目的

本事業は、GIGA スクール構想により整備した1人1台端末を活用し、個別最適な学びの充実、教員の働き方改革、情報活用能力の育成等を目的に藤沢市立中学校において、デジタルドリルの導入を検討するものである。

2 契約想定期間及び利用想定期間

(1) 契約想定期間

2026年（令和8年）4月1日から

2027年（令和9年）3月31日まで

(2) 利用想定期間

2026年（令和8年）4月1日から

2028年（令和10年）3月31日まで（24か月）

※サービス利用料として、年度ごとに契約を締結する想定

3 対象

藤沢市立中学校19校在籍する生徒及び教職員（一部当市教育委員会職員も含む）を対象者とする。なお、年度途中の転入分で児童生徒数が増加すること等も想定し、児童生徒数及び教職員数が増加した場合であっても、本契約予定金額の変更は行わない。

対象学校及び人数については、次のとおりとする。

（学校内訳）

学校番号	学校名	住所
<中学校>		
1	第一中学校	藤沢市鵠沼神明五丁目10番9号
2	明治中学校	藤沢市辻堂新町二丁目13番1号
3	鵠沼中学校	藤沢市鵠沼桜が岡四丁目3番37号
4	六会中学校	藤沢市亀井野1000番地
5	片瀬中学校	藤沢市片瀬山四丁目1番1号
6	御所見中学校	藤沢市用田500番地
7	湘洋中学校	藤沢市辻堂東海岸四丁目17番1号
8	長後中学校	藤沢市下土棚590番地
9	藤ヶ岡中学校	藤沢市藤が岡三丁目18番1号
10	高浜中学校	藤沢市辻堂西海岸一丁目4番3号
11	善行中学校	藤沢市石川3988番地の1

1 2	秋葉台中学校	藤沢市遠藤 2 0 0 0 番地の 2
1 3	大庭中学校	藤沢市大庭 5 4 1 6 番地の 6
1 4	村岡中学校	藤沢市弥勒寺二丁目 1 番 2 7 号
1 5	湘南台中学校	藤沢市湘南台七丁目 1 8 番地の 1
1 6	高倉中学校	藤沢市高倉 1 1 2 2 番地
1 7	滝の沢中学校	藤沢市遠藤 6 9 9 番地の 3
1 8	大清水中学校	藤沢市大鋸 1 4 0 0 番地
1 9	羽鳥中学校	藤沢市羽鳥四丁目 1 3 番 1 4 号

(ユーザー数)

藤沢市立中学校教職員	7 9 9 人
藤沢市立中学校生徒	1 0, 4 2 2 人
教育委員会	4 人
計	1 1, 2 2 5 人

4 使用場所

各中学校及び各家庭等

5 サービス提供内容

(1) 利用イメージ

- ア 児童生徒が、学校や家庭で 1 人 1 台端末や家庭用の端末を使用し、一人一人に合わせた進捗でドリル学習を行う。
- イ 小学校などの問題等も利用して、個々のつまずきの要因を解消できる。
- ウ 個々の学習へのモチベーションを上げる仕組みがあり、学習を習慣化できる。

(2) システム要件

ア システム方式

クラウド型の Web アプリケーション方式でサービスを提供すること。利用者は特定のソフトウェアを必要とせず、ブラウザのみで操作できるシステムとする。

イ 利用端末環境

OS : Windows10、Windows11、ChromeOS、iOS
 ブラウザ : Microsoft Edge、Chrome、Safari

ウ データセンター

- (ア) データセンターの設置場所は日本国内及び国内法の適用範囲内とし、日本データセンター協会が定める「ティア 3」程度の信頼性を確保すること。
- (イ) 主となるデータセンターの他にバックアップ用のデータセンターを有すること。バックアップの周期は日次とし、大規模災害が発生した場合でも復旧できるようにバックアップを行うこと。また、バックアップデータは当該システムとは切り離された環境や上書き不可能な環境に保存

するなどのランサムウェア対策を実施すること。

(ウ) 情報セキュリティマネジメント認証 ISO 27001 を取得していること。

エ 情報セキュリティについて

情報セキュリティについては、不正ログインの禁止、データ通信の傍受・盗み見の禁止のため次の要件を求める。

(ア) アクセス制限

データベース等システムへのログイン時には、ID とパスワードの入力による制限が可能なこと。また、原則として個人ごとに ID を設け、パスワードは十分な長さ（8 文字以上推奨）とし、文字列は想像しにくいもの（アルファベットの大文字及び小文字の両方を用い、数字や記号を織り交ぜる等）設定できること。

(イ) 暗号化

システム上で取り扱う情報の改ざん、漏洩を防ぐための暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。暗号化を用いる場合は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載されている方法を採用すること。なお、利用する鍵長については、「暗号強度要件（アルゴリズム及び鍵長選択）に関する設定基準」の規定に合致した鍵長を用いること。

(ウ) ウイルス対策ソフトの導入

ウェブアプリケーションが稼働するサーバにウイルス対策ソフトを導入するとともにパターンファイルを最新の状態に保つこと。

(エ) セキュリティパッチの適用

システムの構成要素の全てについて、脆弱性が発見され対応パッチが公開された際は、原則として1週間以内に適応させること。1週間以内に対応できない場合は、適応時期や適応までの暫定対応を検討し、本市の承認を得ること。

(オ) アクセスログ等の証跡

アクセスログ等の証跡を保存しなければならない。なお、標的型攻撃に関し、攻撃の初期段階から経緯を確認する観点から、証跡は1年間以上保存すること。

(カ) ネットワーク監視

ファイアウォール等を導入するなどして必要な通信だけを許可するように設定すること。また、利用するシステムとセキュリティ要件の異なるネットワーク間との接続点の通信の監視や、死活監視による機器の停止を検知すること。

(キ) サービス中断・終了時の対策

- a 本システムの中断や終了時に際し、円滑に業務を移行するための対策として、サービス中断時の復旧要件をあらかじめ定めておくこと。また、サ

ービス終了又は変更がある際は十分な猶予をもって発注者に事前告知すること。事前告知の方法・期限については発注者と協議の上決定すること。

- b サービスの契約終了時には、サービス上に保存されたデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、サービス上において復元できないよう抹消し、証明書を提出すること。

(3) デジタルドリル機能要件

別紙機能要件表のとおり

(4) その他要件

- ア 進級、クラス替え等に伴う児童生徒の学習履歴や進捗状況の年次更新機能、引継ぎ機能を有していること。
- イ 「G o o g l e I D」及び「M i c r o s o f t I D」でのシングルサインオンができること。

(5) 教育委員会への資料及びデータの提供について

- ア 教育委員会が画面上やデータを用いて各学校の利用状況・学習結果が確認できること。
- イ 定期的に、各校のデジタルドリル使用履歴等の情報をまとめ、本業務のサービス提供者は、教育委員会に情報提供を行うこと。
- ウ 効果的な活用方法を市内に展開するなど、活用促進に向けた施策について、教育委員会と定期的に協議すること。

(6) サポートについて

- ア 導入に際し、操作について丁寧な説明を行うこと。また、導入後も、操作及びシステムの問い合わせ窓口（メールまたは電話）を有し、明確にすること。
- イ 初期設定や年度更新をする際に参考になる動画や資料、操作方法を理解するための動画や資料、活用に関する疑問を解消する Q&A 資料等を提供すること。
- ウ 導入初年度については、操作研修を各校1回程度行うこと（オンラインでも可）。その際に、サービス提供者は、研修会の講師として参加し、使用方法や他市での活用事例等について、参加者に対して研修及び講義を行うこと。
- エ 障害が発生した際は、速やかに使用者へ報告するとともに、原因究明と再発防止策等について報告できること。
- オ システムのバージョンアップの際は、無償で提供できること。

6 その他

- (1) 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。
- (2) 別紙「データ保護の及び秘密の保持等に関する仕様書」及び「ウェブサイト等のセキュリティ対策に関する仕様書」を遵守すること。

- (3) 「藤沢市教育情報セキュリティポリシー＜基本方針＞」の趣旨を理解し、情報資産の適切な管理に努めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は使用者と協議の上、決定するものとする。

以 上